

「中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示」の一部改正について

「中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示」を別紙のとおり一部改正いたしましたので、お知らせいたします。（公布日及び施行日：6月16日）

なお、今回の改正内容は、行政手続法第39条4項8号に該当するため、意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

（別紙）  [中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示【新旧対照表】（PDF:42KB）](#)

お問い合わせ先

監督局総務課監督調査室

Tel 03-3506-6000（代表）（内線3313,3862）